

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

1 概要

令和4年第1回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和4年2月7日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づき、県議会議長から当該議案に対する意見を求められたことから、同様に教育長による臨時代理で意見を申し出た。

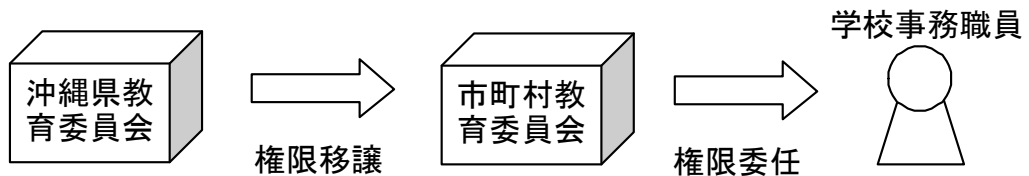
2 「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

市町村立学校教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定権限を、新たに協議が調った多良間村、竹富町及び与那国町へ移譲する。これにより、全市町村に認定権限が移譲される。

※条例の施行期日：令和4年8月1日

【参考】

○権限移譲の流れ



※学校事務職員が諸手当認定の事務処理を行う。

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、諸手当に関する認定権限を協議の調った市町村教育委員会へ移譲するものであることから、いずれに対しても異議がない旨を回答した。

新旧対照表

<p>沖縄県教育委員会の権限に属する条例（平成24年沖縄県条例第41号）新旧対照表</p>					
改正案	現行				
<p>第1条 (略)</p> <p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 <u>市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会規則で定めるこれらの手当の支給に関する事務であつて別に沖縄県教育委員会規則で定めるものは、市町村が処理することとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする¹ことに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 <u>次の表の左欄に掲げる事務は、同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事務</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会規則で定めるこれらの手当の支給に関する事務であつて別に沖縄県教育委員会規則で定めるもの</u></td> <td>那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城 市 うるま市 宮古島市 南城市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 恩納村 宜野座村 金武 町 伊江村 読谷村 嘉手納町 北 谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 渡嘉敷村 座 間味村 粟国村 渡名喜村 南大東 村 北大東村 伊平屋村 伊是名村 久米島町 八重瀬町</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	<u>市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会規則で定めるこれらの手当の支給に関する事務であつて別に沖縄県教育委員会規則で定めるもの</u>	那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城 市 うるま市 宮古島市 南城市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 恩納村 宜野座村 金武 町 伊江村 読谷村 嘉手納町 北 谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 渡嘉敷村 座 間味村 粟国村 渡名喜村 南大東 村 北大東村 伊平屋村 伊是名村 久米島町 八重瀬町
事務	市町村				
<u>市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会規則で定めるこれらの手当の支給に関する事務であつて別に沖縄県教育委員会規則で定めるもの</u>	那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城 市 うるま市 宮古島市 南城市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 恩納村 宜野座村 金武 町 伊江村 読谷村 嘉手納町 北 谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 渡嘉敷村 座 間味村 粟国村 渡名喜村 南大東 村 北大東村 伊平屋村 伊是名村 久米島町 八重瀬町				

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

【参考法令】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

- 2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務の全てを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。
- 4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項の規定により都道府県委員会の権限に属する事務（都道府県の教育委員会規則に基づくものに限る。）の一部を市町村が処理し又は処理することとする場合であつて、同項の条例の定めるところにより教育委員会規則に委任して当該事務の範囲を定める場合には、都道府県委員会は、当該教育委員会規則を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該事務を処理し又は処理することとなる市町村委員会に協議しなければならない。この場合において、当該事務が第二十三条第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が処理し又は処理することとなるものであるときは、当該協議を受けた市町村委員会は、当該市町村長に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。